

## 2022年5月京都市会 代表質問と答弁の概要



伏見区選出の西野さち子です。日本共産党京都市会議員団を代表して、市長に質問します。

質問に入る前に、コロナ感染症の影響を受けお亡くなりになられた方への哀悼の意を表しますとともに、療養中の皆様のご快復をお祈りいたします。

また、4月10日に行われました京都府知事選挙では、多くの府民のみなさんから梶川候補へご支援をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。引き続き、皆さんの願い実現に向けて頑張ります。

### ロシアはウクライナから撤退すべき。「核の共有」でなく9条を生かした外交を

また今、ロシアが国連憲章に違反してウクライナへの侵略を進め、市民をも虐殺し続けている現状に、世界から非難の声が上がっています。ロシアは今すぐウクライナから撤退すべきです。

一方、この事態に乗じて自民党や維新の会が「核共有の議論」や「敵基地に限らない、国の中枢を攻撃する能力、さらに「憲法9条の改定」が必要だと言っています。今こそ平和憲法9条を生かした外交に努力すべき時だという事を申し上げて質問に入ります。

### 保健所と職員削減によって市民生活への影響が増大。削減方針の見直しを

最初に、保健所削減と職員削減が市民生活に及ぼす影響について質問します。

新型コロナウイルス感染症は2020年から急速に感染拡大し、今なお、市民生活に深刻な影響を及ぼしています。

これまで公的病院を削減してきた大阪府は感染者数、死亡者数ともにあまりにも多く、比較にはなりません。京都府においても感染者数、死亡者数は全国的にみても多い自治体になっています。重要なことは一人の命も落とさないことです。救える命を救う立場が必要です。

しかし、そうはなっていないのではないのでしょうか。その要因の大きなものは保健所の削減にあります。大本には1994年の保健所法が全面改悪されたことがあります。名称も地域保健法と変更されました。保健所は憲法25条で規定されている「公衆衛生の向上及び増進」を担う機関ですが、法改悪の中で、10万人に1か所の設置基準を緩和し、その結果京都府域は15.7万人に1か所の保健所になってしまっていますが、京都市はさらにひどく、145万人に1か所になってしまい市民の命が守れなかったのです。そして、ここまで保健所体制を脆弱にした結果、やるべきことができませんでした。

2月市会で副市長が認められたように、検査が十分にできず、保育所や学校等での疫学調査を現場任

せにしていたのではありませんか。保健所体制の強化へ見直しすべきです。いかがですか。

そして、コロナ感染拡大を災害と位置付け、災害時の緊急対応として、全庁体制での医療企画課への職員応援体制は、6号体制までいきました。

応援職員は438人、民間の派遣職員を含めると562人体制で臨みましたが、それでも「何度電話してもつながらない」「陽性と判断されてから保健所からの連絡は1週間後だった」等、ファーストタッチの遅れや入院も出来ず自宅療養をせざるを得ず、高齢者施設でのクラスター発生や死亡者まで出し、市民からの不安の声は後を絶ちませんでした。

災害対応で全庁挙げて乗り切ることが必要なことですが、コロナ感染拡大が始まって既に3年目に入っています。この間、「特例業務」として応援に駆り出された職員の皆さんは、職場に戻れば通常の業務があり、残業をこなすか、仕事の遅れを取り戻せないまま市民への影響が出ざるを得ない事態になっています。職員の中にもコロナ感染が広がっていますから、人手不足は深刻度を増しています。時間外勤務は深刻です。

人事委員会はこの事態を受けて、「時間外労働が心身に与える影響にかんがみれば、時間外勤務を命ずる範囲は、時間数的にも期間的にも必要最小限度に留めなければならない、特定の職員を特例業務に従事させ続ける事の無いよう全力で取り組まなければならない。」「使用者は安全配慮義務に強く留意しながら、不断の措置を講じていく必要がある」としています。

実際に、区役所の現場や市民の声を聞くと、人手不足が市民生活に影響を及ぼしていることが分かります。「市民対応に手が回らず、窓口を1つ閉鎖することも考える」「寄り添い支援の係が駆り出されて手薄になり、引きこもりの方に寄り添えない」との職員の声や、保護費の支給日通知やタクシー代などの通院費等、生活保護の事務作業の遅れによる市民生活への影響を受け止めるべきです。

コロナの特別体制を取ったことによる日常業務と市民生活に与える影響を調査し、改善を図るべきではありませんか。いかがですか。

また、災害対応としての市職員の応援体制は、3年目ともなれば緊急事態では済まされません。職員応援体制の通達を出さざるを得なかった要因には、市長就任以来、約3800人もの職員削減をしてきたことがあります。必要な市民サービスを保障するためには、平常時から災害時にも対応できる体制を取っておくべきです。これまでの失敗を認め、保健所を元に戻し職員の増員こそすべきです。いかがですか。

(休憩)

**【答弁→市長】** 保健所を集約化し、各区役所・支所に保健福祉センターを設置した。保健師の配置は、人口当たり政令市最多。保健と福祉の垣根を越え、総合的で細やかな対応を行い、全市的な健康危機事案については、明確な指揮系統のもと一貫した対応を行うのが集約化の趣旨。コロナ対応においても、大きな効果を発揮したと考える。死亡者が多い要因は保健所の集約化との指摘だが、高齢者施設でのクラスターの発生や基礎疾患の悪化が原因であり、集約化が要因ではない。とりわけ6波では、570人の体制確保や民間委託の推進などの確かつ柔軟に対応し、市民生活には大きい影響はない。

一方、本市の危機的な財政状況を克服し、持続可能な行財政を確立するためには、必要な行政サービスを提供できる体制は確保しつつ、他都市平均を上回る職員数の削減が急務である。職員体制については、平時は簡素で効率的な執行体制に努め、非常時には

全庁挙げて対応することで、厳しい財政状況とコロナ禍という2つの危機の克服に向け、全力で取り組んでいく。

(西野) 午前中の答弁をお聞きして、市の職員の異常な時間外勤務に対して無責任な答弁でした。市民生活に対しても「大きな影響はない」と現状把握をせず、改善する考えがない姿勢が明らかになりました。引き続き事実に基づいた見直しを強く求めて質問に入ります。

## ジェンダー平等の観点からも、所得税法56条の見直しを国に求めるべき

所得税法第56条の見直しについてお聞きします。

青色か白色か、税の申告方法の違いによって、扱いが大きく違う問題があります。所得税法56条では、自営業者と生計を一にする家族従事者の労働対価としての賃金は認められず、必要経費に算入できません。

例えば、夫婦で飲食店を経営されている方の妻は、「事故に遭った時に腰を痛めて仕事ができず、生命保険を申請したが、給料がないために、保障日額は専業主婦として申請したほうが高くなると言われた。働き分が認められないのは人権が認められていない」と言われています。事実、税制の中で認められているのは、配偶者の事業専従者控除の86万円と基礎控除の38万円のみで、配偶者以外の控除は50万円で、生活保護基準からも大きく差がある状況です。この間、訴訟も起こされ、全国的にも問題が広がっています。

また、この差別的な税制に対する見直しの流れはアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスその他諸外国にも広がっています。日本においても早急な見直しが必要です。

また、財務省は青色申告の場合は、記帳が義務付けられているとして、従業員の給与を経費として認めています。しかし、2014年からは全ての納税義務者に記帳が義務化されていますから、青色か白色か申告の方法の違いによる差別は早急に解消すべきです。

2021年2月7日現在で、全国560の自治体、更には11の税理士会や税理士連盟、自由法曹団、日本弁護士連合会が所得税法56条の廃止を求める決議や意見書を提出され、全国で56条廃止を求める声広がっています。税の公平性から、また、中小企業支援の立場から問題があるとの認識はありますか。いかがですか。

この制度は、戦前の一家の長に絶対的な権力を持たせた「家」制度によっています。しかし、戦後1949年のシャウプ勧告によって、民主的に改められています。

さらに、国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月の日本政府報告への総括所見の42項では、「所得税法が個人自営業者や農業従事者の配偶者や家族の賃金を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を妨げていることを懸念する」、43項で「農山漁村女性の政策形成過程への参加を制限しているあらゆる障害を取り除くこと、また、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告しています。

さらに、前回(2009年)の審査においても、日本政府に対して「第56条の否定的影響はどうなっているのか」との質問をして、問題意識を示しています。政府は56条の廃止に向けた検討を始めていると答弁し

ていますが、6年経ったいまも、まだ実現していません。

女性差別撤廃委員会の勧告通り、所得税法56条は、ジェンダー平等の観点からも差別条項との認識はありますか。早急に、国に廃止を求めるべきではありませんか。いかがですか。

【答弁→財政担当局長】 この条文は、個人事業主が親族に対して給与等を恣意的に分散して、所得の分散を図り、税負担を軽減しようとする行為を防止するためのもの。

一方、所定の台帳を整備し、家計と事業の収支を経理上明確にした「青色申告」であれば、家族従業員に対して支払われる給与について必要経費に算入できることが別に定められている。税の公平性の観点、中小企業支援の観点から税制上必要な配慮がなされている。

ジェンダー平等の観点や生計を一にする親族の事業への関わり方が多様化している実態も踏まえ、この制度のあり方を見直すべきとの議論があることは承知している。56条等のあり方については、その存廃だけでなく、青色申告の普及、記帳水準の向上などの視点も含め、国において継続的に検討されているもの。現時点で、早急に国に廃止を求める考えはない。

## 否定派が6割となった「北陸新幹線延伸計画」は、きっぱり中止を

次に、北陸新幹線延伸計画の中止についてお聞きします。

北陸新幹線延伸問題は、先の京都府知事選挙でも大きな争点になりました。京都新聞の報道では否定派が6割と、前回の知事選挙より増え、肯定派が3割に減っています。

京都府山岳連盟の会報では、「文化も歴史も関係なく、山の自然も山村風景も破壊して一直線にぶち抜いていく。誰が望んでいるのだろうか」と報じられています。

京都の地下を縦断するルートに懸念が高まっていることについて、知事選挙直後のインタビューで知事は「地下水や文化財への影響、残土処理などハードルがいっぱいある。」と答えておられます。

また、静岡県のリニア新幹線建設工事が中断していることに対しても、「県民意見があるから止めている。民主主義だから京都府民を代表して意見を言うことに変わりはない」と発言せざるを得なくなっています。

市長はこれまで、知事と同じ推進の立場を表明されています。また、市長は知事選挙後に「京都盆地の底に豊かに蓄えられた水脈に影響を与えないことが何より大事」と地下水への影響を懸念されています。

それならば、3割の府民しか肯定されておらず、多くの府民が反対をしている北陸新幹線延伸計画はきっぱりと中止表明をするしかないのではありませんか。

この計画は、2月市会の代表質問でわが党が指摘した地下水への影響と同時に、大量に発生する土砂の処理が大問題になっています。

方法書に対する環境評価専門委員会の追加意見の中で、山岳トンネル工事によって発生する掘削発生土について、具体的に計算されています。この計算は計画の8割が直径10メートルの山岳トンネルと試算しておられますから、京都市内のように直径10メートル～13mの都市トンネルの場合はさらに土砂量は

多くなります。最低でも880万 m<sup>3</sup>の掘削土が発生し、甲子園球場に積み上げると228mの高さになるとの事です。再利用するにしても一時保管場所が必要です。

大量の土砂が搬出されることは否めない事実です。公共工事は発注する際に最終処分先を指定して工事契約を結ぶ指定処分が制度化されています。ところが、最終処分先も処理方法も全く明らかにされていません。最終処分先が明らかにされない以上、工事は始められないのではないのでしょうか。市長の見解をお聞きます。

【答弁→鈴木副市長】 北陸新幹線は、歴史的文化的にゆかりの深い京都と北陸圏との結びつきを一層豊かにし、新駅が設置される地域、新駅と結節する沿線地域にも広く利便性の向上をもたらし、災害時等には東海道新幹線の代替路線の役割も果たす、国の長期展望に基づくインフラであり、大変重要。計画の検討に当たっては、自然環境や生活環境への配慮が極めて大切であり、事業主体の鉄道・運輸機構が環境影響評価法に基づく必要十分な「環境影響評価準備書」により結果を示すものと認識。本市は法に基づき、京都市環境影響評価審査会の意見も聞き、市町村長の意見をとりまとめる府知事に対し、自然環境や生活環境への影響が可能な限り回避・低減されるよう求める意見書を提出。地下水については、十分な調査と環境影響の適切な予測・評価を求めるとともに、工事に伴い発生する土砂についても、排出量の予測を適切に行い、その保管・処分の方法を明確にするよう求めてきた。今後も「準備書」が公表された段階で、しっかりと意見を述べるなど適切に対応していく。

## 過去の盛土規制へ、京都市土砂条例の規制強化を

次に、京都市土砂条例の改正強化についてお聞きます。

この間、伏見区大岩山、北区鷹峯、北区杉阪、右京区京北など、盛土による深刻な例が増えています。しかし、行政の指導は後手後手に回り、いくつもの陳情が出される状況にあります。懸念されている大地震や大雨などの異常気象による危険度が高まっています。万が一災害が起こるようなことになれば行政の責任は重大で行政災害と言わざるを得ません。

しかし、市の土砂条例は公共工事を例外としているため、市民に不安が広がっています。

国において、5月20日に大規模盛土規制法が全会一致で可決成立しました。新たな盛土規制法では建設発生土の一時的な仮置き場についても許可対象になり、危険な盛土については法改正前にさかのぼって規制をする内容になっています。京都市においても過去にさかのぼって規制すべきです。いかがですか。

さらには、発注者責任も明確にすることが求められています。

国の法改正に合わせて、市民生活の安心安全に責任を持つ京都市として、土砂条例の許可対象を500m<sup>3</sup>に強化し、建設工事の発注者責任を明確にするために、土砂の発生から処分までの追跡をするトレーサビリティ制度を創設すると同時に、情報公開すべきです。改正された法律に合わせた京都市条例の規制強化が必要です。いかがですか。

【答弁→鈴木副市長】 本市は土砂条例の制定に当たり、市境を跨ぐ土砂の移動を考慮し、広域的な対策の必要性から、府条例との整合を図り、京都府と同等の抑止力を備え、面積要件も同じであり、現時点で改正する考えはない。

許可が必要な案件について、ご指摘のトレーサビリティは確保されている。一方、国において危険な盛り土に対する新たな法制度が成立した。本市としては、今後示される政令等を踏まえて新たな法制度を最大限活かし、市民の生命、財産を守るべく万全を期す。

## 建設残土は森林育成に悪影響。森林育成に重点を

同時に、建設残土の問題は、森林育成にも悪影響を及ぼしています。

今、市内のあちこちで違法状態や違法すれすれの盛土が行われています。森林が開発され、当初の届け出内容から大きく開発面積が広がり、植林の計画さえも無視をするなどの状況があります。

京都市の「雨に強いまちづくり」の実施事業の基本方針の森林整備事業には、「健全な森林を育成することで、森林の水源涵養等の公益的機能の維持増進を図る」とあります。そして、木材の活用のみならず、今年度の取り組みで「水源涵養等の公益的機能を有する健全な森林の育成に向けた造林・間伐等や風雪害対策の支援」が取り組まれる予定です。

しかし今、森林の所有者の高齢化や後継者不足などの要因から管理が行き届かず、森林を手放したいという方が増えています。京都市も市域の総森林面積約6万1千 ha の4割を占める人工林の内、約半数の森林が適切に管理されていないと見込んでいます。そこに付け込んで、山を安く買いたたき乱開発する事態があり、更に広がる懸念もあります。

先日成立した、改正法の細かな政省令はこれからです。自然のダムと言われる森林を守り育てる立場からの「雨に強いまちづくり」や防災の観点からも、積極的な森林育成に取り組むことが必要です。

森林を守り育成する予算を厚くすることで、下流の防災工事が軽減される効果があります。森林育成に重点を置くことで、盛土規制の強化にもつなげることを強く求めます。いかがですか。

【答弁→岡田副市長】 森林はCO2吸収、生物多様性の保全、災害の防止等公共性を有し、健全な森林育成は一層重要。森林育成に全庁挙げて取り組んでいる。盛り土工事を含む森林の開発に対して、関係法令のチェックリストの活用等緊密な庁内連携を行っている。また、伐採地の放置や残土置き場への無断転用等がないよう、状況報告等新たに課した。今般の盛土規制に関わる国の動向に注視し、府とも連携して健全な森林育成に努める。

## 北山エリア開発は、「都市計画マスタープラン」から削除すべき

次に、京都府が進める植物園を含む北山エリア開発計画についてお聞きます。

京都府は、「京都府総合計画」の実現に向けて「北山エリア整備基本計画」を策定しました。

そして、京都市はそれを受ける形で、2021年4月に都市計画マスタープランの「地域まちづくり構想」の17番目に「北山文化・交流拠点地区」を位置付けました。

京都府の「北山エリア整備基本計画」について、2月市会で「京都府がパブリックコメントを経て策定された」と答弁がありました。府民から寄せられた意見は、55名、142件でしかありませんし、意見の内容は賛成反対が約半々ですから、府民の意見が反映されたとは言えません。

知事選挙に向けて、京都新聞社が行った「計画でどのような効果や影響があると思うか」との府民アンケート結果は、「静かな憩いの場の消失懸念強く」と、懸念の声が最多と報道されました。

現に計画に反対をする署名が、何と13万筆を超えて集まっています。市長はこれでも、「広く府民・市民の意見を反映した」計画だと判断されるのでしょうか。

植物園の関係者、特に歴代園長さんたちからは、この計画に対して「本来の植物園の姿とはかけ離れたものになる」「植物園の使命は、世界の植物を栽培し、生きた姿のまま見てもらうこと」「花を咲かせているのは、舞台裏のバックヤードと職員だ。計画にはそのバックヤードと人材の確保の説明も一切ない。本来の使命が分かっていない」「栽培技術の重要性を無視し、怒りに近いものを感じる」「世界の植物園は頑丈な壁で囲まれている。防風効果もある。なぜ、自由に往来できる公園にするのか」と樹木を伐採し出入り口を増やし植物園をアリーナへの通路にすることに対して懸念や怒りの声が出されています。

問題は植物園だけではありません。府立大学の老朽化の改善として、学生約2,000人の府立大学の体育館を1万人規模のアリーナに建て替える計画もありますが、観覧場は建設できない地域であり違反です。大学関係者からは、建設費175億3900万円の大きなアリーナより、老朽化した学舎の整備が先ではないかとの声が上がっています。

また、この地域は、宿泊施設もシアターコンプレックスも建てられない地域です。ところが、京都市の理事者は、「京都府が整備内容の具体化を検討している段階」「都市計画が具体的に示された段階で議論していきたい」という答弁です。

市民の同意が得られておらず、生きた植物の博物館と言われている貴重な施設をこわし、京都市の都市計画の規制に違反する「地域まちづくり構想」の「北山文化・交流拠点地区」を都市計画マスタープランから削除すべきです。いかがですか。

**【答弁→鈴木副市長】** 北山エリアは豊かな自然環境の中、本市コンサートホールとともに府立施設が集積する憩いと活力ある空間。府はR2年12月に「北山エリア整備基本計画」を策定。本市は、「京都市都市計画マスタープラン」と整合していることを確認し、R3年4月「北山文化・交流拠点地区」の「地域まちづくり構想」をマスタープランに位置づけた。アリーナの観覧場や宿泊施設は、立地を可能とする適正な法的枠組みが備えられており、「違法」と断定することは誤りと考える。京都府においては多くの方々のご理解とご協力を得て事業を進めていくと聞いている。本市としては当地区の「地域まちづくり構想」の改定・充実も考えており、引き続き、相互の調整を密に、柔軟に取り組みを進める。

## 公共交通の不便な地域の解消を(要望)

最後に、市内に多く残されている公共交通不便地域の解消について要望します。私の住む伏見区には、交通不便地域が多数残されています。これまでは車を使っていたが、免許を返納したという方も増えています。ますますくらしの足としての公共交通の重要性は増えています。

議会では、我が党をはじめ他党の議員からも質問をされている、陸の孤島とも言える状況の桃山南地域について要望します。

桃山南地域は、宇治川と山科川に挟まれ、中央には丹後橋通りという大きな道路が通っていますが、公共交通は全くありません。学区の南端から京阪バスや京阪電車の通っている外環状線までは、直線距離でも約1.3kmあります。例えば、高齢女性は徒歩で31分かかりました。ですから、途中でベンチが欲しいという声さえあります。

この地域の住民の方々は、大学のゼミの学生に協力を得て、アンケート調査と分析結果のニュース発行をし、更に地域を絞ってのアンケート調査をする等、住民の声を聞く努力をされています。また、それを持って伏見区役所や交通局との懇談をされています。

住民アンケートの結果から、この地域の車に頼らない非自動車分担率は66.7%と、京都市の目標の85%よりは大きく下がっていますから、車に頼らざるを得ない地域になっていることが分かります。ですから、アンケートでも「公共交通の導入を望む」声が80.3%にもなっているのです。京都市内に残された公共交通不便地域の解消は、市民生活を守るためには待ったなしの状況です。陸の孤島ともいえるこの地域のくらしの足を確保するための検討を早急にはじめることを強く求めます。

以上で、私の代表質問を終わります。